

認定実技審査における養成施設への注意事項

1. 認定実技審査要領「令和4年度改訂版」を再度熟読し、審査の実施方法などを再確認してください。
2. 認定実技審査要領に基づいた審査の手順、評価の項目等を受審者に周知してください。
3. 外部審査員に対し出題項目の限定や除外の依頼をしないでください。柔道実技審査の「内股、釣込腰、肩車」は受審者の実力に配慮して出題されるものであり、無段者には出題しないということではありませんので、教育内容から除外することなく十分練習を行わせてください。
4. 審査当日、審査前の打ち合わせを行い、外部審査員と意思の疎通を図り、共通した認識の下、審査が実施出来るよう十分調整を行ってください。審査日前に学校独自の等方法の資料を送るといった事前調整は行わないでください。
5. 審査終了時間は余裕をもって設定し、お昼休憩等も考慮して審査時間の計画を立ててください。
6. 受審者が十分な実力を発揮でき、審査員が評価を行う上で問題となるような審査会場の設営になっていないことを確認してください。
7. 中待合から審査会場が見えないように、パーテーション等を設置し、審査会場に背を向けて座るように設置してください。
また、審査会場が「外から見える、外部からの声が聞こえる」などは審査に支障を来すことがありますので、設営には十分な配慮をしてください。
8. 審査に必要な実技用具は適切な機能を有し、患者モデルに合ったサイズのものを準備してください。また実技用具には損傷名などを記載しないでください。
9. 整復実技審査に使用する固定材料は、審査要領に記載されているものの中から、養成施設の教育内容に沿った固定具を揃えていただければ結構です。
採点に関わる部分の実技用具が準備されていない場合は減点対象となります。
10. 採点に関わる項目が実施されていない場合は減点対象となります。
例 アンダーラップを巻かない、準備がない
整復、検査で脱衣した状態で開始している

整備および検査の前に、循環と感覚の確認動作を実施していない
柔道審査でケガ等のため正座ができない

11. 固定材料を選ぶ際に、紙テープや絆創膏を審査開始前から用意して切ることは禁止されておりますので、受審者に周知してください。
13. 柔道の形の出題は、形を行う直前に外部審査員が受取両方の技名を伝えます。出題内容を忘れた場合は、再確認できることも受審者に周知して下さい。
14. 柔道審査会場は安全性を確保して設営してください。また、受審者には十分な準備運動を行ってから審査を実施してください。
15. 柔道場に口頭試問に関わる技名や理念等の掲示物がある場合は、審査当日は外す、あるいは布で覆う等、受審者から見えないようにしてください。
高所に掲げてあるなどの理由で外したり覆ったりできない場合は、口頭試問の際に見えない位置に受審者を移動させてください。
16. 認定実技審査の柔道衣については全日本柔道連盟の規定を基準としております。各養成施設におかれましても規定に沿った柔道衣にて受審するようご指導をお願いいたします。

全日本柔道連盟の服装規定一覧（抜粋）

	全日本柔道連盟
柔道衣(上衣)	<ul style="list-style-type: none"> ・襟 巾 4cm以上 5cm以内、厚み 1cm 以内。 ・袖 長さは手首から 5cm以内。袖と腕の間が 10～15cmの余裕。 袖口の折り返し巾 3cm以内。 ・背中 背中で縫合わせる場合、縫合わせ布(背継ぎ)3cm以内。 ・裏地補強生地 肩当、胸当、脇当(上衣刺子部分)の 3ヶ所のみ補強を認める。 ・胸および脇の下の柔道衣の余裕が 20～30cm以上あること。
柔道衣(下穿)	<ul style="list-style-type: none"> ・長さはくるぶしから 5cm以内。下穿きの空きは膝の位置で 10～15cmの余裕。裾の折り返しは巾 3cm以内。
帯	<ul style="list-style-type: none"> ・帯の巾 4～5cm。帯の結び目から両端までは 20～30cm程度の長さがなければならない。
女子の Tシャツ	<ul style="list-style-type: none"> ・色は白、半袖、丸首であること ・製造業者マークは、最大 20 cm²のサイズであれば認められる。柔道衣を着用した際に、製造業者マークが見えてはならない。